

運輸局を、東京都に関東運輸局を、愛知県に中部運輸局を、大阪府に近畿運輸局を、広島県に中国運輸局を、香川県に四国運輸局を、福岡県に九州運輸局を、それぞれ設置するとともに、神戸市に神戸海運監理部を設置することについて国会の承認を求めようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました承認を求めるの件について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、

北海道に北海道運輸局を、宮城県に東北運輸局を、新潟県に新潟運輸局を、東京都に関東運輸局を、愛知県に中部運輸局を、大阪府に近畿運輸局を、広島県に中国運輸局を、香川県に四国運輸局を、福岡県に九州運輸局をそれぞれ設置するとともに、神戸市に神戸海運監理部を設置することについて国会の承認を求めようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、本件は多数をもって原案どおり承認すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

○通信委員会

内閣提出法律案（五件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領	委員付託	議決	本院議決	衆議院	衆議院	備考
8	公衆電気通信法の一部を改正する法律案		五月二〇	五月四日	五月三十一日	議決	議決	議決	議決	

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 議決 議決	衆議院 委員会 議決 議決	備考
80	日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案		四、一六	受領 七、二〇	七、五 継続審査	五、一〇 修正 七、二〇	
73	電気通信事業法案		四、一〇	受領 七、二〇	七、五 継続審査	五、一〇 可決 七、二〇	九、七、五 本会議で趣 旨説明聴取
72	日本電信電話株式会社法案		四、一〇	受領 七、二〇	七、五 継続審査	五、一〇 修正 七、二〇	
37	電波法の一部を改正する法律案		五、三、二	受領 五、五、二〇	(予)可決 可決	五、三、二 五、五、九 五、五、二〇 可決 可決	

国会の承認を求めるの件(一件)

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 議決 議決	衆議院 委員会 議決 議決	備考
1	放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件		五、二、二	受領 五、三、七	(予)承認 承認	五、二、二 五、三、六 五、三、七 承認 承認	

NHK決算(二件)

件名	提出月日	参議院		衆議院		備考
		付託	委員会議決	付託	委員会議決	
日本放送協会昭和五十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	五八、三、二三	五九、三、二六	議決	五九、七、二三	議決	
日本放送協会昭和五十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	(第九十八回国会) 五九、三、一七	五九、三、二七		五九、三、二七		

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(閣法第八号)(衆議院送付)

五九、二、一〇 内閣提出

四、一二 衆可決

四、二一〇 参可決

要旨

本法律案は、電話の通話料の距離段階別の均衡を図るため、区域外通話地域間距離が六〇キロメートルを超え三二

〇キロメートルまでの中距離通話料について、現行の一五秒乃至五秒ごとに一〇円であるものを、一五・五秒乃至七秒ごとに一〇円に引き下げるとともに、その距離段階別区分を四段階に統合(現行は六段階)しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました公衆電気通信法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本案は、電話の通話料の距離段階別の均衡を図るため、

区域外通話地域間距離が六十キロメートルを超え三百二十キロメートルまでの中距離通話料につきまして、現行の十五秒ないし五秒ごとに十円であるものを、十五・五秒ないし七秒ごとに十円に引き下げるとともに、その距離段階区分を六段階から四段階に統合しようとするものであります。

委員会におきましては、遠距離通話料の値下げ報道をめぐる問題、料金決定原則の早期確立、今後の電話料金体系のあり方、電話の福祉施策、V A Nの振興対策等の諸問題につきまして質疑が行われました。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします

電波法の一部を改正する法律案（閣法第三七号）（衆議院送付）

五九、 三、 二 内閣提出

五、 一〇 衆可決

五、 一八 参可決

要旨

本法律案は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の一部改正の発効に備え、船舶局の運用要件等を整備し、あわせて我が国内外の国際化の進展にかんがみ、外国人等にも電波利用の途を開く等所要の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、国際航海に従事する旅客船及び総トン数三百トン以上の貨物船の無線局について、二千百八十二キロヘルツの無線電話遭難周波数の送信装置の有効通達距離を定めるとともに、百五十六・八メガヘルツの無線電話遭難周波数での無休聴守を義務付けるものとする。

二、陸上移動局等一定範囲の無線局につき、相互主義を前提として外国人、外国法人、外資系法人等にもその開設を認めるものとする。

三、電波法関係手数料について、上限額の法定規定を廃止し、実費の範囲内で具体的金額を政令で定めるものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました電波法の一部を改正する法律案につきまして、逓信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の一部改正の発効に備えるため、義務船舶局の運用要件等を整備し、あわせて社会経済活動の国際化の進展にかんがみ、相互主義に基づいて、外国人等にも一定範囲の無線局について免許を与えることができることにするとともに、電波法関係手数料について、上限額の法定制を改め、実費の範囲内で政令で定めることができるようにするものであります。

委員会におきましては、放送衛星「ゆり二号a」の故障とその対策、手数料の政令委任と今後の改定見直し、無線局免許の外国性排除の緩和理由等について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して佐藤委員より本案に反対の意見が表明され、次いで採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
(閣承認第一号)(衆議院送付)

五九、 二、二二 内閣提出

三、二七 衆承認

三、三一 参承認

委員長報告

ただいま議題となりました承認案件につきまして、逓信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、日本放送協会の昭和五十九年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めようとするものであります。

その概要を申し上げますと、まず、収支予算につきましては、最近の経営状況にかんがみ、財政基盤を強化するため、五十九年度以降三カ年の経営見直しに基づき、受信料の月額を平均一五・五%引き上げるとともに、受信料体系を訪問集金及び口座振替の二本立て料金制に改め、訪問集金の料金は普通契約につきまして六百八十円、カラー契約につき一千四十円とし、口座振替の料金は訪問集金より

も五十円割り引くことといたしております。また沖縄県につきましては、本土に対しそれぞれ百四十円軽減する特例措置をとっております。

これに伴い事業収支は百八十七億一千万円の黒字となっておりますが、このうち八十億九千万円を債務償還等のため資本収支に繰り入れ、残余の百六億二千万円を翌年度以降の財政安定化財源として繰り延べ、おおむね今後三カ年間に於ける収支の均衡を図ることにいたしております。

また、事業計画におきましては、その重点を難視聴解消のための衛星放送の開始、広報・営業活動の強化、国際放送の受信改善、業務運営の効率化等に置いております。

なお、本件には「おおむね適当と認める」旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、ニューメディア対応の事業運営、衛星放送とローカル放送対策、国際放送の充実強化、経営委員会のあり方、経営効率化と職員の処遇対策等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し、片山甚市理事より、放送の不偏不党

の堅持、国際放送の充実強化、ニューメディアの基盤整備等四項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告いたします。

日本放送協会昭和五十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

九十八回国会 五八、三、二三 内閣提出

九十九回国会 未了

百 回国会 未了

百 一回国会 五九、七、一三 議決

委員長報告

ただいま議題となりました日本放送協会昭和五十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、日本放送協会の昭和五十六年度決算に係るもの

でありまして、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て内閣から提出されたものであります。

その概要を申し上げますと、同協会の五十六年度末における財産状況は、資産総額二千三百四十二億九千八百万円、負債総額九百三十八億千五百万円、資本総額千四百四億八千二百万円となっております。

また、当年度中の損益は、経常事業収入二千八百十五億七千六百万円に対し、経常事業支出二千六百六十七億九千九百万円であり、差し引き経常事業収支差金は百四十七億七千七百万円となっております、これに固定資産売却損益等の特別収支を含めた事業収支差金は百五十二億七百万円となっております。

このうち債務償還等に充てた資本支出充当額は七十六億七千七百万円であり、この結果、事業収支剰余金は七十五億三千万円となっております。

なお、この事業収支剰余金は翌年度以降の財政安定のための財源に充てるものとしております。

本件には、会計検査院の「記述すべき意見はない」旨の検査結果が付されております。

委員会におきましては、収支予算等が適正かつ効率的に

執行されたかどうかを初め、ゆり二号aの故障原因の究明と今後の対応策、組織改正等業務の効率化、口座振替制度の利用促進、ロサンゼルス・オリンピックの放送権料などの諸問題について政府、会計検査院並びに協会当局等に質疑を行い、慎重審議の結果、本件は全会一致をもって、これを是認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告いたします。